平成２２年（フ）第２５６号
仙台市太白区郡山８丁目７番１―402号
債務者　菅野　三男
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２７１号
宮城県名取市増田１丁目１番32号　高橋アパート２号
債務者　菅原つや子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４６号
茨城県常陸大宮市泉541番地の97
債務者　三村　正光
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６０号
茨城県ひたちなか市大字高野3324番地13
債務者　藤井　文惠
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７１号
茨城県ひたちなか市大字勝倉3963番地の２
債務者　石坂　和也
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７３号
茨城県那珂郡東海村白方中央１丁目18番８号マイライフ東海201号
債務者　今橋　清之
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
水戸市元吉田町906番地の２アドウエル中川Ｂ棟101号
債務者　小菅　　潤
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
水戸市元吉田町906番地の２アドウエル中川Ｂ棟101号
債務者　小菅　和美
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８８号
水戸市元吉田町247番地
債務者　大場　俊雄
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９１号
茨城県鉾田市青柳2566番地１
債務者　高崎　直人
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３３号
茨城県高萩市大字上手綱3888番地の３
債務者　長谷部和子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７７号
千葉県鎌ケ谷市南初富５丁目10番43号　ドミール・K105
債務者　盛　　誠二
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１０４号
千葉県松戸市秋山412番地の２　日新製鋼社宅３棟508号室
債務者　山口　真幸
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２６号
千葉県松戸市八ケ崎８丁目21番地の５　フジコーポ八ケ崎202号
債務者　完山一三こと　崔　　一三
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１２８号
千葉県松戸市河原塚225番地の25
債務者　大津　京子
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５２号
千葉県我孫子市湖北台７丁目10番47―104号
債務者　矢亀　義國
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５４号
千葉県松戸市竹ケ花西町308番地の８
債務者　鳴海　祐二（旧姓氏家）
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第１５５号
千葉県野田市中野台254番地の１　県営住宅野田中野台団地３―325
債務者　渡部　　修
1　決定年月日時　平成22年３月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部